



市役所の電話
996-2111

FAX
995-7367

HOTコーナーに掲載の情報について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

案内

会議の開催

●第1回八潮市学校給食審議会の傍聴

日7月18日(木) 午後2時～

場市役所大会議室

内公設給食センター基本方針の策定に向けた検討の方向性およびスケジュールについて

定10人(当日先着順)

問学務課☎9865

●第2回八潮市健康と福祉のまちづくり推進協議会の傍聴

日8月7日(水) 午後1時15分～2時30分

場保健センター保健指導室

内第3次八潮市健康づくり行動計画および第2次八潮市ののち支える自殺対策計画策定について

定5人(当日先着順)

問健康増進課☎827

草加都市計画の変更などに関する住民説明会

日①7月23日(火) 午後6時～②7月27日(土) 午前10時～

場①ゆまにて(勤労者福祉・スポーツセンター) 会議室兼研修室②市役所大会議室

内都市計画道路(草加三郷線、八潮三郷東西線)の変更および用途地域、地区計画、八潮南部東一体型特定土地区画整理事業の変更について

※①②は同様の説明

問住民説明全般＝都市計画課☎270、八潮南部東一体型特定土地区画整理事業＝区画整理課☎404

北部地区のまちづくりに関する説明会

日①7月28日(日) 午前10時30分～②7月28日(日) 午後2時30分～

③7月30日(火) 午後6時～

場①③コミュニティセンターホール②市役所大会議室

対①③北部拠点まちづくり推進地区内の土地所有者および関係町会②市内在住の方

内産業施設の立地誘導、(仮称)道の駅やしお、(仮称)外環八潮スマートIC関連事業の進め方について

※①～③は同様の説明

問北部拠点整備課☎272

Wi-Fiスポットを設置

8月1日から市民サービス向上のため、市役所1階、保健センターなどに、Wi-Fiスポットを設置します。使用方法やパスワードなどは、庁舎内のポスターをご覧ください。

問総務課☎232

葬祭助成金の支給

市内に住所を有する方がお亡くなりになった時、葬祭を行った方に葬祭助成金を支給します。

支給金額 2万円

申八潮市葬祭助成金支給申請書(市民課で入手)を市民課(☎420)へ

第19回市民意識調査

まちづくりに対するニーズや今後の市政運営の参考にするため実施します。

日8月上旬～下旬

対市全域から無作為に抽出した、満18歳(令和6年6月1日現在)以上の市民3,000人※対象の方には、調査書を郵送します。

問秘書広報課☎226

八潮駅周辺商業者意向等調査

八潮駅周辺の商業者の現況や組織化などに関するアンケートを行います。

日7月中旬～8月下旬

対大瀬1～6丁目、茜町1丁目の小売店、飲食店、事務所およびサービス業の店舗

事前の調査で店舗と確認できた事業所へ送付しますので、ご協力をお願いします。

問商工観光課☎479

ふれあい農園整備事業費補助金

ふれあい農園の整備事業に対し、補助金を交付します。

対ふれあい農園の開設を希望する農地所有者

補助対象 農機具置場、トイレ、水道、外柵などの整備

補助金額 整備費用の2分の1(上限75万円)

設置基準など詳しくは、お問い合わせください。

問都市農業課☎842

水道メーターの交換

水道メーターは、8年ごとの交換が法律で定められています。交換時期にあたる方には、メーターの交換を無料で行っています。事前にお知らせを配布した後、市の指定事業者が敷地内に入り、交換工事を行います。

交換工事期間 8月中旬～12月中旬

※交換時に敷地内の給水装置(メーターボックスを含む)に破損などがあった場合の修理費用は有料です。

問経営課☎996-1486

7月は虐待ゼロ推進月間

虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの場合は、「埼玉県虐待通報ダイヤル#7171」に電話してください。(ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線の方は☎048-762-7533へ)

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

問障がい福祉課☎862

彩の国さいたま「愛の血液助け合い運動」

県では、献血運動の一層の推進を図るため、8月31日まで彩の国さいたま「愛の血液助け合い運動」を実施しています。血液事業の安定的・継続的な維持のため、献血へのご協力をお願いします。

問県業務課☎048-830-3635

保険証の更新

現在使用されている国民健康保険被保険者証および後期高齢者医療被保険者証は、7月31日で有効期限を迎えるため、新しい保険証を7月下旬に簡易書留で住民登録の住所に送付します。

問国保年金課☎214

- ・郵便受けなどに名前の表示をするようお願いします。
- ・住民登録地以外の居所へは保険証が配達されませんので、転居などの手続きをしてください。
- ・新しい保険証が届いたら、氏名、生年月日、住所などを必ずご確認ください。
- ・有効期限が切れた保険証は、市役所へ返却またはご自身で処分をお願いします。

マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを保険証として利用できるように事前申請をしたマイナンバーカードです。

12月2日から現行の保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みになります。

マイナ保険証を使うと手続きなしで限度額以上の一時的な支払いが不要になるなど、さまざまなメリットがあります。ぜひ、マイナ保険証をご利用ください。

